

大気汚染防止に関する届出について

I 対象となる特定施設について

大気汚染防止法の規制対象となる一般粉じん発生施設及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例の規制対象となる粉じん発生施設は以下のとおりです。

項番号	特定施設の種類	規模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t /日以上であること。
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。) 又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、 密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケット の内容積が0.03㎡以上であること。
4	破碎機及び摩砕機 (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、 湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。 [県条例は 37kw 以上 75kw 未満であること。]
5	ふるい (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、 湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 15kW 以上であること。

II 届出の概要

1 届出方法

特定施設を設置・変更等しようとする場合には、以下のとおり各種の届出が義務づけられています。佐賀市内に工場・事業場がある場合は、届出書を **2部作成** し、提出期限までに佐賀市環境保全課に提出してください。

○届出書の提出先・お問い合わせ

佐賀市 環境保全課 環境保全係

TEL0952-30-2436

〒849-0917 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番地 1(旧清掃センター)

2 届出の種類と内容

※届出書の様式は、別添ファイルをご覧ください。

届出を必要とする場合	届出の種類 (根拠条項)	提出書類	届出の時期
特定施設を設置しようとする場合	設置届 (法18条1) [県条例9条]	① 様式第3 [県条例は様式第1号] ② 別紙1～4(該当施設のもののみ) ③ 特定施設の配置図 ④ 一般粉じん等を処理し、又は一般粉じん等の飛散を防止するための施設の配置図 ⑤ 一般粉じん等の発生及び処理に係る操業の系統の概要を説明する書類 ⑥ 特定施設及び処理・防止装置の構造とその主要寸法を記入した概要図	施設の設置前
既存の施設が法改正等により特定施設となった場合	使用届 (法18条2-1) [県条例10条]	様式第3 [県条例は様式第2号] 添付書類は設置届と同じです。	特定施設となった日から30日以内
施設の構造及び使用・管理の方法を変更しようとする場合	変更届 (法18条3) [県条例11条]	様式第3 [県条例は様式第3号] 上記設置届出欄のうち、変更に係るもの(変更のある部分について、変更前及び変更後の資料を添付してください。)	変更前
氏名又は名称、住所(法人にあっては代表者の氏名、主たる事務所の所在地)、工場又は事業場の名称、所在地に変更があった場合	氏名等変更届 (法18条13-2) [県条例11条]	様式第4 [県条例は様式第4号] (添付書類はありません。)	変更した日から30日以内
施設の使用を廃止した場合	使用廃止届 (法18条13-2) [県条例11条]	様式第5 [県条例は様式第5号] 一部の施設を廃止した場合は、必要に応じてその施設の位置、規模等がわかる図面、書類	廃止した日から30日以内
施設を譲り受け又は借り受けた場合、相続又は合併又は分割があった場合	承継届 (法18条13-2) [県条例14条]	様式第6 [県条例は様式第6号] (添付書類はありません。)	承継のあった日から30日以内